

五霞町老朽空家解体費補助金交付要綱

○五霞町老朽空家解体費補助金交付要綱

令和2年4月1日
告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽化により、周辺の防災及び衛生並びに生活環境の保全に悪影響を及ぼす可能性のある空家の解体を推進し、周辺住民の生活環境の保護に寄与するため、老朽化した空家を解体する者に対し、予算の範囲内において、五霞町老朽空家解体費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、五霞町補助金等交付規則(昭和49年五霞村規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に存し、現に居住の用に供されていない戸建住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所その他の居住以外の用途の部分とが併存している住宅(集合住宅を除く。)をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、次の各号のいずれにも該当する物とする。

- (1) 補助金交付の申請日において、1年以上居住しておらず、かつ、使用していないこと。
- (2) 個人が所有するものであり、不動産業者が営利目的での所有していないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 公共事業の移転の補償対象でないこと。
- (5) 解体工事に伴い、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者又は相続人(相続人が複数ある場合は、全ての相続人から当該補助対象空家の解体について同意を得た者に限る。)であること。
- (2) 申請時において町税、介護保険料及び上下水道料金を滞納していないこと。
- (3) 五霞町暴力団排除条例(平成23年五霞町条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、町内業者が行う解体工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた工事業業者が行う解体工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事

五霞町老朽空家解体費補助金交付要綱

としないものとする。

- (1) 補助金の交付を決定する前に着手した場合(補助対象空家の状況により緊急に工事を要する事情があるものと町長が認める場合を除く。)
- (2) 補助対象空家の一部のみを解体する場合
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象空家の解体、解体に係る仮設工事、廃材の運搬及び処分並びに整地に要する経費(整地に係る舗装費用を除く。)とする。
(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の1の額又は30万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。
(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町老朽空家解体費用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し
- (2) 補助対象空家の付近の配置図及び現況写真
- (3) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (4) 登記事項証明書その他の補助対象空家の所有者及び建築時期が確認できる書類
- (5) 代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 補助対象空家の所有に関し、共有者がいる場合は、当該所有に関し、共有者の補助対象空家の解体に係る全員の同意書
- (7) 町税、介護保険料及び上下水道料金等の滞納がないことを証する書類
- (8) 補助対象工事を行う工事業者が、建設業法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類
(交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、五霞町老朽空家解体費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の補助金の交付の決定に当たって、申請者又は補助対象工事を行う工事業者に対し指示又は条件を付すことができる。
- 4 町長は、第1項の規定により補助金の交付をしないと決定したときは、五霞町老朽空家解体費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により交付しない理由を付して申請者に通知するものとする。
(補助対象工事の内容の変更)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付の決定を受けた補助対象工事の内容に変更が生じたときは、速やかに五霞町老朽空家解体費補助金交付変更申請書(様式第4号)に変更

五霞町老朽空家解体費補助金交付要綱

となる書類を添えて、これを町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、五霞町老朽空家解体費補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に五霞町老朽空家解体工事完了実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事完了後の写真
- (2) 補助対象工事に係る費用の領収書の写し
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、五霞町老朽空家解体費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、五霞町老朽空家解体費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第14条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(証拠書類の保存)

- 第15条 交付決定者は、補助対象工事に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助対象工事の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。